

大ト協第 号
令和5年 5月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中 川 才 助

自動点呼機器導入促進助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では自動点呼機器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 募集期間 **令和5年4月3日(月)～令和5年2月29日(木)**
※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 **1事業者あたり1台、上限を100,000円とする。**
(契約期間中のサービス利用料を含む)

※Gマーク事業所を要する事業者は2台(上限200,000円)とする

3. 助成対象

全ト協の交付用件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限りです。

①助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器(別表)で、**令和5年4月1日以降**に、新たに導入した機器とする。

②導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用には含まない。

③国、地方自治体から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。

④中小企業者で、大阪府下の事業所へ導入したものとする。

(中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者。資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)

4. 助成申請方法

希望者(事業者)は点呼支援機器等導入後に、「**自動点呼機器導入促進助成事業 助成申請書**」とともに、下記の(1)～(4)の添付書類を添えて申請を行ってください。

(1)取扱店に支払った導入費用の領収証の写し

(2)サービス利用申込書(又はシステム使用申込書)の写し

(表紙のみ、利用規約以降は省略可)

(3)管理NOが記載された書類の写し((2)に記載されている場合は、不要)

(4)運輸局に提出した「乗務後自動点呼の実施に係る届出書」の写し(受理印の押されたもの)

(5) Gマーク認定書の写し(2台申請の場合に限る)

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ電話番号(06)6965-4036